

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため  
の手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)(衆議院提出)

要旨

本法律案は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫<sup>てい</sup>に起因して生じた事態に対処するた  
めの手当金等の交付を受けた個人及び法人について、所得税の免税措置等の所得税及び法人税の特例を設け  
るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税及び法人税の特例

1 個人が交付を受けた家畜伝染病予防法第五十八条の規定による手当金、口蹄疫対策特別措置法第六条  
第九項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金(以下「手  
当金等」という。)については、当該手当金等の交付を受けた日の属する年分の当該交付により生じた  
所得に対する所得税を免除する。

2 法人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該交付

を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

なお、本法律施行による減収見込額は、約十三億円である。